

徳島県告示第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 地区名

花園池地区

二 事業名

農村地域防災減災事業

三 縦覧期間

令和五年三月三十一日から

令和五年四月二十八日まで

四 縦覧場所

三好市役所